

第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火)午後2時00分から午後2時44分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員(24名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛島 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪 知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(15名)

1番	樋口 重樹	5番	樋口 祐二	8番	服部 正文
12番	上村 洋治	14番	松延 清隆	15番	室園 千秋
18番	久木原秀登	22番	八田 久男	25番	中島 清隆
28番	井手 洋一	29番	橋村 茂實	33番	井上 昌彦
39番	塩塚 義治	42番	栗原嘉寿秀	43番	山口 史登

5. 欠席委員 農業委員(0名)

6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
美 黒木支所 渡部 真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 松尾
誠 星野支所 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

事務局

議案の修正がございますので、修正の方をお願いします。議案書の11ページをご覧ください。議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、でございます。こちらの受付番号3番につきまして、10月1日に諸事情により取下げの申し出がありました。議案書をすでに送付しておりましたので、取下げということで議案書から削除をお願いします。

それでは定例により会長よりご挨拶を頂き、以後会長の下で議事進行をしていただきますよう、よろしくお願いたします。

議長

みなさまこんにちは。本日は、令和3年第10回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。そして、今日より國武覚委員が農業委員として新たに加わりましたのでよろしくお願い申し上げます。それでは、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着 席 ）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 24名

農地利用最適化推進委員 15名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番

	<p>稲葉初男委員、13番高山和典委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
議 長	<p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案4件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。 報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については27件です。解約のあった土地74筆のうち、田22筆、畑52筆、合計面積119,715.14㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 11ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4番について説明をいたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5番について説明を行います。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以</p>

議 長	上でございます。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	番号6番について説明を行います。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。
事務局	7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて13ページの番号8番を事務局より説明をお願いします。
事務局	8番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。
事務局	番号9番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人と譲受人の自作地相互の交換による所有権移転の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。
事務局	10番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人と譲受人の自作地相互の交換による所有権移転の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いします。
議 長	議案第44号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は利用権設定の案件が8件ございます。 14ページから16ページが利用権設定の各筆明細となっております。期間は10年間で、中間管理機構に対し利用権を設定する土地21筆、合計面積21,375㎡です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 17ページをお願いいたします。
議 長	議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	1番について説明いたします。申請地の場所については県道八女香春線から上陽町北川内の市道大門口・柴尾線に入って20m程進んだ北側の農地になります。農地の区分については農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。(議案書朗読)これらの土地を申請者が農地造成を行うため、一時転用の申請をされております。

事務局	<p>現地については、申請地の南側を市道が走っていますが、この市道から比べると一番高低差のあるところで約2.5m又は3.0m程申請地が低くなっており、不整形の農地となっております。そのため、市道の高さまで盛り土を行われます。工事の施工完了後には農地として耕作を再開される予定です。水利委員の承諾もあり、排水は雨水のみで自然流下となっております。隣接する農地の同意もあります。</p> <p>10月1日に地元農業委員及び推進委員と現地確認を行った結果、特段問題ないと確認しております。以上ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市津江にあります川崎病院より北東へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、重機及び車両駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市川犬にあります八女しあわせ交流館より東へ200m程進んだ農地です。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水と同様に北側の側溝に排水される計画です。現地確認の際、申請地に大量の土を入れられていましたので、委員全員で事前着工と判断いたしまして、始末書の提出等を行うことといたしております。始末書が提出されましたので、ここで読み上げさせていただきます。</p> <p>「今般、私が上記土地について令和3年9月16日に農地法第5条による転用の許可を申請しましたが、その情報が建築施工業者を經由して土木施工業者に伝わった際に錯誤があり、本来であれば県知事の許可があるまでは申請に係る一切の工事を行ってはならないところ、令和3年9月24日頃に、造成工事に使用する予定の造成用土を誤って搬入してしまったとのことです。</p> <p>令和3年9月27日に八女市農業委員会から連絡を受け本件事実が判明したため、直ちに、搬入土の剥ぎ取りを行っております。このよ</p>

事務局	<p>うな不手際があり、八女市農業委員会、関係者の方々及び福岡県農政関係各署の皆様に対してご迷惑お掛けすることとなりましたことを陳謝致します。</p> <p>本件において、転用の許可があるまでは工事を進めないことを誓約するとともに、今後このようなことが無いよう十分注意致しますので、何卒、農地の転用の許可を頂きますようお願い申し上げます。」</p> <p>とのことです。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市蒲原にありますゆめタウン八女店の西側に隣接している農地になります。農地の区分は市街地等で公共施設、公益施設が整備された区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、医院及び薬局用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で排出されます。雨水は北側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市鶉池にあります西中学校より南へ150m程進んだ農地になります。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は3番と同じです。(議案書朗読)この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については西側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は筑后市大字前津にあります八女西部クリーンセンターより東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、太陽光発電設備施設用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利</p>

議 長	<p>の承諾はとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は令和2年10月28日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外決定後、今回申請されてるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にあります国道442号線室岡交差点より南へ60m程進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地として利用するための申請です。隣接する農地の同意もあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月27日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は敷地内に側溝を設け、南側及び北側の暗渠を通して道路側溝へ排水される計画です。特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は立花町谷川にあります立花中学校の南側に隣接する農地になります。農地の区分は第3種農地と判断いたします。内容は3番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受け、隣接する宅地に新たに建てられる住宅用の駐車場用地として利用される申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれております。</p> <p>9月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は駐車場のため発生しませんが、隣接の宅地については合併浄化槽で処理されます。また雨水は東側の水路へ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は立花町兼松のマルミツサンヨーの東側、国道3号線沿いに位置する農地になります。農地の区分は農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断いたします。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受け、貸駐車場用地として利用するための申請です。今回駐車場整備し、隣接する一軒家とともに賃貸される予定です。隣接農地の同意と水利の</p>

事務局	<p>承諾はとれております。</p> <p>9月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は申請地内にある南北に通っている水路に排水される予定です。特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は立花町の草場公民館より350m程南に位置する農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は8番と同じです。(議案書朗読)こちらの土地を譲受人が父である譲渡人から譲り受け、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾はとれています。</p> <p>9月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され南側の水路へ、雨水は北側と南側の水路へそれぞれ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありますか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号10番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は立花町白木の霧が公民館より40m程北に位置する農地になります。農地の区分は第2種農地と判断いたします。内容は1番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲渡人が譲受人より譲り受け、隣接地で営んでいる民宿の駐車場用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>9月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透及び自然流下の予定です。特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号11番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は八女市矢部村にあります矢部支所から市道宮ノ尾・御側線を北東に約500m進んだ善正寺の南側の農地です。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、駐車場用地にしたいとのことで所有権移転売買の申請です。隣接農地の同意もあり、問題ないと確認しています。</p> <p>現地調査の結果、生活雑排水は発生せず、雨水の排水は自然流下及びU字溝で道路を横断させ、北側の側溝に排水される計画です。水利の承諾もとれており、問題ないと確認しています。</p>

事務局	<p>また、申請地は令和2年10月28日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されてあるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 2時44分）</p> <p style="text-align: center;">令和3年10月5日</p> <p style="text-align: center;">議長 月足 靖彦</p> <p style="text-align: center;">11番 稲葉 初男</p> <p style="text-align: center;">13番 高山 和典</p>